令和７年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

８８

学　校　名	福岡県立嘉穂高等学校
課程又は教育部門	全日制

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめや暴力を許さない心の教育を継続し安全な学校づくりを推進する。
・「いじめはどの子供にも，どの学校でも、起こりうる」という意識を持って取り組む。
・「学校いじめ防止基本方針（以下、本方針）に基づき、いじめ問題対策委員会を設置し、いじめ防止対策に組織的に取り組む。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

・いじめはすべての生徒に関係する問題であるという認識のもと、いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめを許さない環境を作るために教育活動全体を通じていじめの未然防止に取り組む。
・いじめの情報を早期に把握するために、アンケートやチェックリストを活用する。
・アンケート等の結果を踏まえ、PDCA サイクルに基づき活動の改善を図る。
・「いじめ問題対策委員会」を毎月開催し、組織的指導体制を整備する。
・いじめ問題に関して方針の共有、生徒理解、学校いじめ防止基本方針、SOS の出し方に関する教育、発達障がいや性同一性障がい等に関する理解、事例研究、共通認識の観点から職員研修を行う。
・いじめのない環境で部活動を実施するために、人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法、並びに部室の管理も含め機会を捉え顧問が指導を行う。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提である。このためいじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

（２）いじめの早期発見のための措置

・毎月のアンケート調査および定期的な教育相談を実施する。
・保護者用いじめチェックリストを活用し、家庭と連携して生徒を見守る。
・生徒、保護者のいじめに関する相談体制が適切に機能しているかを定期的に点検する。
・個人面談、家庭訪問等の機会を活用し、生徒の状況把握を行う。
・いじめに関する情報を教職員全体で共有し、問題解決に組織的に取り組む。
・特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織（いじめ問題対策委員会）を活用して行う。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、心理的、物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない生徒がいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても対応するものとする。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

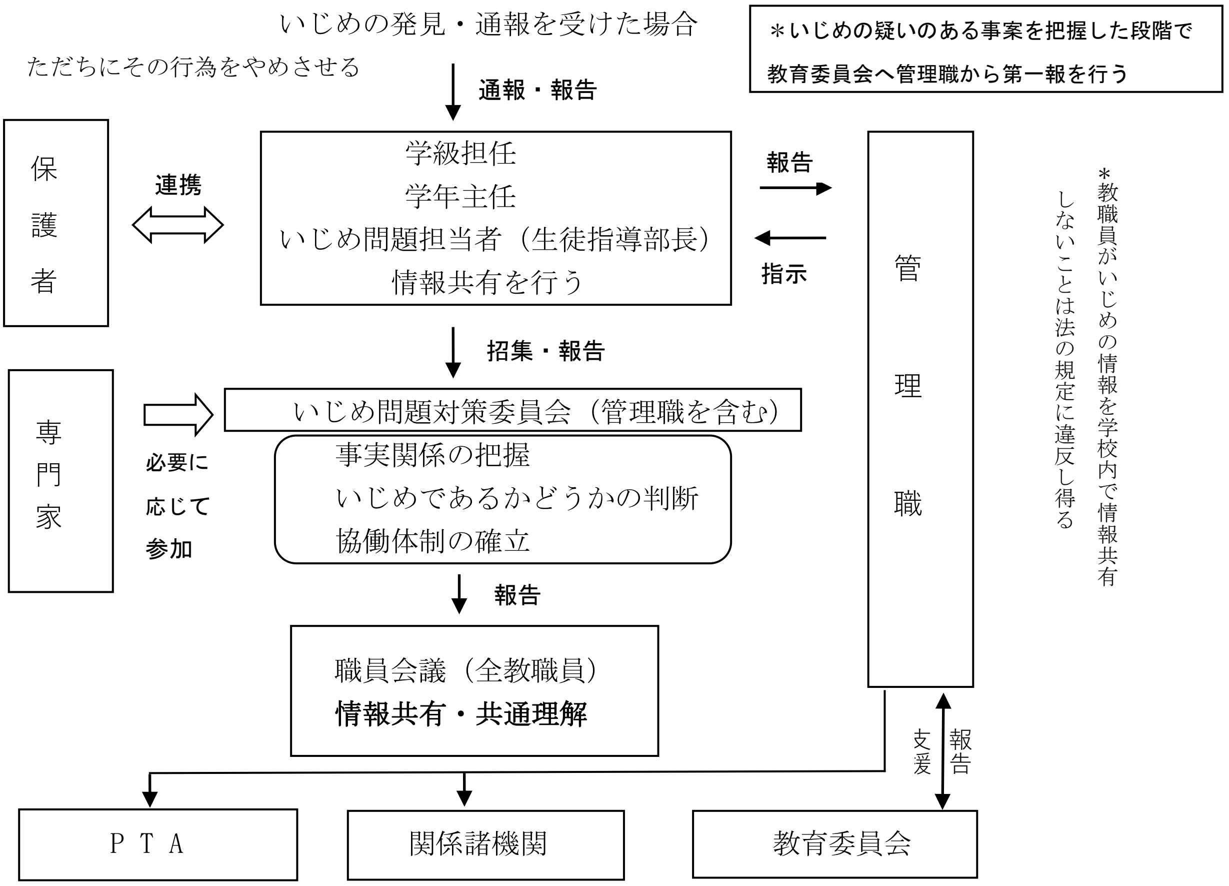

部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様の対応を行う。
部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

①　いじめの事実関係の把握
- ・生徒の立場、発達段階を考慮して丁寧に聴き取る。
- ・当該生徒の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努め、信頼関係を築く。

②　いじめられた生徒の安全確保
- ・いじめられた生徒の心情を十分理解し、本人の立場に立って話を聞く。
- ・「あなたを全面的に支援する」ことを伝える。
- ・「自分のことを心配してくれる人がいる」という安心感を持たせる。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーを活用するなど心のケアを図る。
- ・必要に応じて緊急避難的措置として別室登校などの対応をとる。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作る。

③　保護者への支援
- ・事案の正確な把握を行い、保護者に対し今後の対応を正確に伝える。
- ・必要な情報を適切に提供し、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分に配慮する。

④　外部との連携
- ・必要に応じて警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関の協力を得るなど個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を図る。

⑤　支援体制の整備
- ・いじめ問題対策委員会を活用し、いじめられた生徒と最も信頼関係ができている教員を中心に支援体制を確立する。
- ・当該生徒との関わりが深い教員で役割分担を明確にし、情報を共有しながら支援する。
- ・いじめ問題対策委員会の支援方針に基づき、いじめられた生徒ならびにその保護者を学校全体で組織的に支援する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①　いじめの事実と経緯の確認
- ・冷静かつ客観的に事実と経緯を確認する。
- ・事実を正確に把握するため、いじめた生徒が語る心情については一方的に否定や説論をせず丁寧に聴き取る。

②　いじめの態様等に応じた指導の徹底
- ・いじめの態様に応じて適切に対応する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じるようなものについては直ちに警察に通報する。

③　規範意識の育成と人間関係づくりの改善
- ・いじめた生徒が、適切な人間関係を築き、規範意識を育くむことができるよう指導する。

④　保護者への助言
- ・必要に応じて、保護者の養育態度の変容を図る。
- ・家庭の教育力向上を図る。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

①　自分の問題としてとらえさせる
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ・囃し立てたり傍観したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる指導を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為である事を臨時のＨＲ活動や集会で指導する。

② いじめの解決に向けた指導

・加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識を持たせる。

・被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復させる。

・双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団の関係を取り戻す指導を心がける。

（６）ネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などについても周知する。

（７）いじめの解消

① いじめの解消とみなすための必要な要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

② いじめの解消と判断する手順

ア 被害生徒と保護者に対する面談等を行う。

被害生徒と保護者に対する面談等を行い、上記要件を満たしていることを確認する。

イ いじめ問題対策委員会が、②アに基づき、いじめが解消していることを確認する。

ウ 校長が、②イに基づき、いじめが解消していることを判断する。

５ 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

① 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、県知事へ事態発生について報告する。

② 重大事態の調査

ア 調査の主体

・教育委員会が判断する。

イ 調査を行うための組織

・学校が調査の主体となる場合は、いじめ問題対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織することもある。

ウ 調査方針

・可能な限り事実関係を明確にし、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものとして行う。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

エ 調査内容

・いつ誰からどのような様態でいじめを受けたのか、背景の事情や人間関係、また、学校や教職員の対応などの客観的な事実関係を可能な限り、網羅的かつ明確に調査する。

オ 調査方法

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。

・状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への復帰支援や学習支援を行う。

○ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

・生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速な今後の調査について協議する。

（２）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供

調査の組織、方法、方針、経過及び、重大事態の調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。

② 調査結果の報告

調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。調査結果の報告については、教育委員会を通じて県知事に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

６ いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　いじめ問題対策委員会

（２）いじめ防止対策推進法第２２条に係る組織の役割と機能

① いじめの未然防止機能

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② いじめの早期発見・事案対策機能

ア いじめの相談窓口・通報を受け付ける窓口としての役割

イ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報があったときには緊急会議を開

催するなど情報の迅速な共有を行う役割

ウ　いじめであるか否かの判断を行う役割

エ　いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する役割

（３）いじめ防止対策推進法第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

学校が調査主体となる場合の、調査を行うための組織の母体としての機能と、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う役割を担う。

７　学校評価

学校いじめ防止方針に基づく以下の取組の達成目標について評価する。

（１）取組の達成目標

①　いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくるために、学期に１回エンカウンターやピアサポート活動などを行う。

②　生徒へのアンケートを月に１回、保護者へのアンケートを学期に１回行う。

③　教育相談を年に３回、保護者面談を年に２回実施する。

④　いじめ防止のための校内研修会を年に５回実施する。

（２）評価方法

学校自己評価の項目に位置づけ、実施状況を評価する。